

決算公表

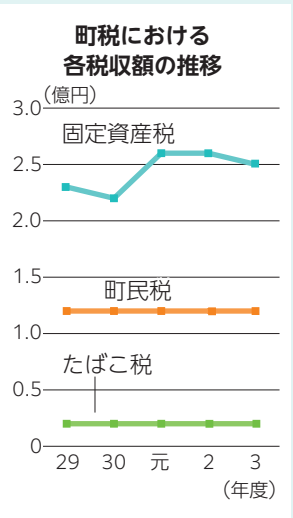
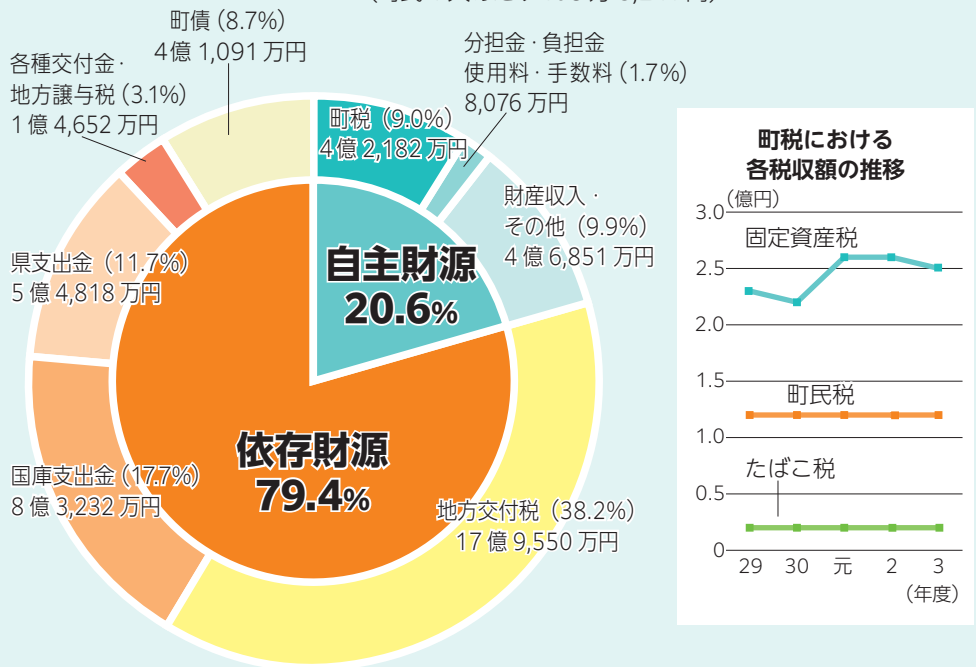
本町では毎年2回、町の財政運営の実態を公表しています。今回は、9月定例議会で議決された令和3年度の一般会計と6つの特別会計の決算の概要をお知らせします。

総務課財政班
☎78・3111（内216）

歳入（一般会計）

町に入ったお金 47億452万円

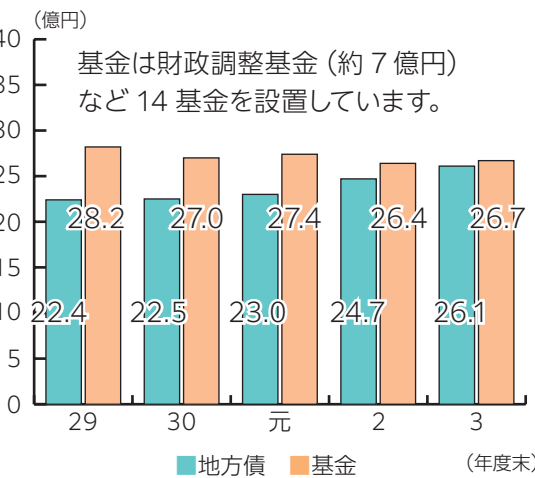
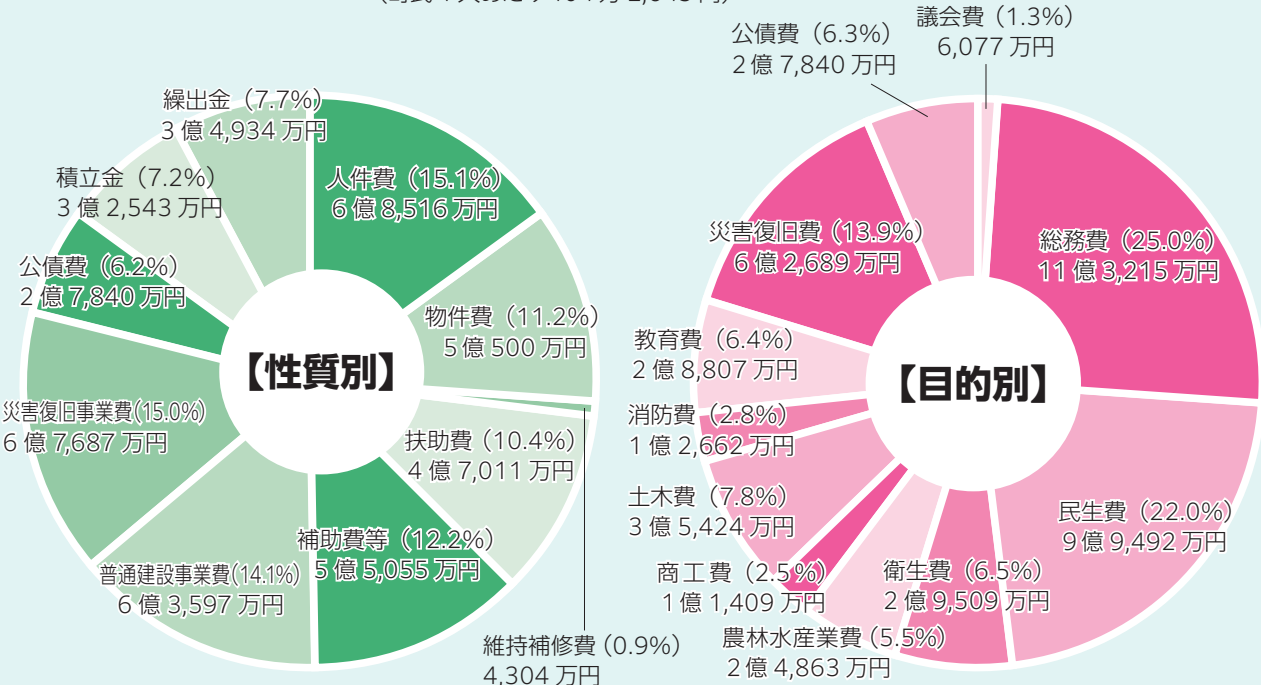
（町民1人あたり108万5,241円）



歳出（一般会計）

町が使ったお金 45億1,987万円

（町民1人あたり104万2,645円）



基金（貯金）・地方債（借金）
残高の推移

区分	金額
①歳入	47億452万円
②歳出	45億1,987万円
③形式収支額（①－②）	1億8,465万円
④翌年度へ繰越すべき財源 ※翌年度に繰越した事業の財源に充当。	7,759万円
⑤実質収支額（③－④）	1億706万円
基金繰入金 ※地財法第7条により基金に積み立てます。	5,400万円
純剰余金 ※翌年度会計に一般財源として繰越し。	5,306万円

財政力指数

標準的なサービスを行うために必要な財源を、どれだけ自力で調達できるかを示す指標。0・4未満の場合は過疎団体の一要件とするなど、国が財政援助の程度を決定するときの指標として用いられます。

年度	単年度（3年平均）
29	0.22 (0.21)
30	0.22 (0.22)
元	0.24 (0.23)
2	0.24 (0.23)
3	0.21 (0.23)

健全化判断比率（4指標）

実質赤字比率	－ (15.0)
連結実質赤字比率	－ (20.0)
実質公債費比率	2.6 (25.0)
将来負担比率	－ (350.0)

赤字額がないため「－」と表示。どれも早期健全化基準である「－」の値を下回り「健全な状態」といえます。

資金不足比率

簡易水道事業	－ (20.0)
宅地造成事業	－ (20.0)

資金不足がないため、資金不足比率は「－」と表示。「－」の値は、経営健全化基準です。

特別会計の決算状況

	国民健康保険事業	後期高齢者医療事業	簡易水道事業	介護保険事業	恒久対策事業	宅地造成事業
歳入	10億6,661万円	8,602万円	1億1,026万円	8億5,964万円	1,402万円	1,998万円
歳出	8億2,884万円	8,596万円	9,282万円	7億8,666万円	1,361万円	1,231万円
一般会計からの繰入金	5,997万円	3,259万円	2,571万円	1億2,555万円	0万円	0万円
基金残高	5億7,328万円	0万円	4,724万円	6,941万円	5億3,628万円	0万円
地方債残高	0万円	0万円	5億4,951万円	0万円	0万円	0万円

【財政用語解説】

▼自主財源：団体が自主的に収入しうる財源。地方税、使用料・手数料、繰入金、繰越金など。
▼依存財源：国や県から交付される財源。地方交付税、国庫・県支出金、地方債など。
▼町債：町が財政収入の不足を補うため、資金を外部から調達することで負担する債務。償還は複数年度にまたがるため、将来、便益を受けることになる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちあうことができる。
▼目的別分類：予算科目の款・項を基準にしつつ、行政目的に着目して分類する方法。
▼性質別分類：予算科目の節を基準にしつつ、経済的性質に着目して分類する方法。
▼形式収支：歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額。収支計算の基礎となる。
▼実質収支：形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を除いたもの。当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額。黒字団体や赤字団体という場合は、この実質収支により判断する。
▼純剰余金：通常は実質収支のことをいうが、ここでは基金積立分を除いた翌年度会計に繰越して一般財源として使用できるものをいうこととする。